

## 不動産投資市場政策懇談会規約

### (名称)

第1条 本会は「不動産投資市場政策懇談会」(以下、「懇談会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、不動産投資市場の活性化を通じ、国民生活の向上と我が国経済の発展を図るため、不動産投資市場の持続的な成長について取り組むべき課題や施策等について検討を行うことを目的とする。

### (委員の任命)

第3条 懇談会の委員は、不動産投資市場等に精通する有識者のうちから、土地・建設産業局長が任命する。

### (座長の任命等)

第4条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、土地・建設産業局長が任命する。
- 3 懇談会の議事の進行は座長が行う。

### (会議)

第5条 懇談会は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 懇談会の議事概要については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 3 懇談会の資料については、座長に確認の上、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に置く。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。